

2018年度 第1回 自然再生専門家会議 説明資料

- ・自然再生事業のレビューについて
- ・自然再生基本方針の見直しについて



2018年8月2日



1. 自然再生事業のレビューについて (レビュー③の報告)

レビューの目的

平成15年1月に自然再生推進法が施行されてから15年が経過したことを受け、これまでの取組を振り返り、自然再生の成果を取りまとめることで、今後の方針の検討を行い、自然再生の更なる推進を図る。また、同法に定められた自然再生基本方針の見直しの検討に活用する。

レビューの実施内容

以下の3つの観点からこれまでの取組を整理・分析する。

- ①自然再生推進法に基づく自然再生協議会の取組
⇒法定協議会における自然的、社会的な成果を調査し、取組状況を分析する。
- ②自然再生に関連する事業
⇒関係省庁が実施している自然再生に関連する事業を整理し、法定協議会以外の取組や自然再生の実施体制を分析する。
- ③基本方針に関する法定協議会と関係省庁の取組状況
⇒自然再生基本方針の本文に沿って、法定協議会と関係省庁の取組状況を整理・分析する。

★今回の専門家会議ではレビュー③の結果を報告する。
(レビュー①②の結果は前回の専門家会議にて報告)

レビュー①（自然再生推進法に基づく自然再生協議会の取組） の結果

- ・ 自然再生事業の自然的成果は、再生面積等を合計して評価するのは困難なものの、成果が多様な対象・分野に及んでおり、個別の法定協議会の活動としては一定の成果はあったものと考えられる。
- ・ 社会的成果についても多くの協議会で取り組まれており、一定の効果がみられるが、多くの協議会で取り組まれている環境教育や体験・交流活動についてはその効果を高めていくとともに、他産業との連携等による経済的仕組みづくりについては取り組む協議会が少ないため、自然的成果の継続性の向上に向けて事例紹介等によりさらに推進していく必要がある
- ・ 自然再生事業の「周辺地域との連携」の成果を記載する協議会がなかったことから、自然再生の取組の広域化についても推進していくことが重要である。

レビュー②（自然再生に関連する事業）の結果

- ・ 関係省庁が実施している事業において、自然再生として定義されている「保全」、「再生」、「創出」、「維持管理」に資する取組が可能となっているものは28事業。
- ・ 河川、里地里山、海、干潟、森林等、様々なフィールドで取組が可能。
- ・ 国が直轄で自然再生を実施するもの、地方自治体等の自然再生を支援するもの、技術の研究・開発を行うもの等、幅広い取組が可能。

⇒**自然再生の実施・推進体制としては、一定の枠組みが確保できている。**

- ・ 今後は、生態系ネットワークの形成等の広域的な保全・再生を進めていくために、複数の事業の連携が重要。
- ・ 関連する事業を実施している地域において、その推進に貢献する場合は、自然再生推進法の手続きによる自然再生協議会の設立を促していくことが重要。
- ・ 地域や自然再生の取組段階（計画、保全、維持管理など）に応じ、適切な事業の活用が図られるよう、地域からの相談等に積極的に応じていくことが重要。

レビュー③（基本方針に関する法定協議会と関係省庁の取組状況）の結果の概要と分析（詳細は別紙「自然再生事業のレビュー③」参照）

【自然再生基本方針の項目】	【関係省庁・法定協議会の取組状況】
<p>1(2)ウ 科学的知見に基づく実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の再生状況について評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁は本会議にて自然再生のレビューを報告。 ・ 各法定協議会は事業の実施前、実施中、実施後において調査（モニタリング）を実施するなど、科学的知見を踏まえた各種取組を実施。
<p>1(2)オ 自然環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実感を伴った学びの機会の提供 ・ 双方向型のコミュニケーション ・ 防災・減災の観点やESDの観点 ・ 学校のニーズを踏まえた学習プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁において自然環境学習の推進に関連した施策を実施。 ・ 多くの法定協議会において自然環境学習の推進を踏まえた各種取組を実施。
<p>1(2)カ 地域の産業と連携した取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業と連携した自然再生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁においてパンフレットの作成等、地域の産業と連携に関連して施策を実施。継続して地域の産業との連携の量・質の向上に取り組む必要がある。 ・ 法定協議会において地域の産業と連携を踏まえた各種取組を実施。
<p>1(2)キ 自然再生の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理作業の省力化 ・ 地域の子供たちの参加の促進 ・ 雑誌やインターネット等のツールを活用した情報発信 ・ 大学等の学術機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁において自然再生の継続実施に関連する施策を実施。 ・ 多くの協議会において自然再生の継続実施を踏まえた各種取組が実施。 ・ 情報発信については、国・協議会等のホームページの更新を行うなどの対応が必要な状況である。

【自然再生基本方針の項目】

【関係省庁・法定協議会の取組状況】

1(2)ク 自然再生後の自然環境の扱い

- ・ 自然環境の継続的なモニタリング
- ・ 自然の適切な利用に関するルール作り
- ・ 希少動植物の捕獲・採取を防止するための知識の普及

- ・ 関係省庁においては自然再生後の自然環境の扱いに関連する施策を実施。
- ・ 多くの協議会においてもモニタリング結果を情報公開するなど、自然再生後の自然環境の扱いを踏まえた各種取組が実施。

1(2)ケ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策

- ・ 国内希少野生動植物種等の指定状況も考慮
- ・ 生息域外保全の考え方
- ・ 外来種の意図的な導入等の防止

- ・ 関係省庁においては希少種の保全及び外来種対策に関連する施策を実施。
- ・ 多くの協議会においても希少種の保全及び外来種対策を踏まえた各種取組が実施。
- ・ 「種の保存法」は平成29年6月に改正案が成立した。

1(2)コ 東日本大震災の経験を踏まえた自然再生

- ・ 自然の回復状況や地域の復興状況・意向を踏まえた自然再生の手法や体制の検討
- ・ 自然環境の再生を通して森・里・川・海のつながりを再生
- ・ 自然生態系が有する防災・減災機能を踏まえた自然再生

- ・ 関係省庁においては東日本大震災の経験を踏まえた自然再生に関連する施策を実施。
- ・ 生態系の有する防災・減災機能を踏まえた自然再生を検討するなど、東日本大震災の経験を踏まえた取組を行う協議会は限定的である。
- ・ **生態系の有する防災・減災機能の事例等の情報を収集・提供するなど、生態系の有する防災・減災機能を踏まえた取組への支援が必要である。**

1(2)サ 自然再生の役割

- ・ 文化と豊かな自然環境の関係
- ・ 地域コミュニティの保全・再生への支援
- ・ 美しい景観の形成及び提供

- ・ 関係省庁において自然再生の役割に関連する施策を実施。
- ・ 多くの協議会において自然再生の役割を踏まえた各種取組が実施。

【自然再生基本方針の項目】

【関係省庁・法定協議会の取組状況】

1(2)シ その他自然再生の実施に必要な事項 (国・地公体)

- ・民間団体が主導する自然再生事業が円滑に進むよう必要な情報を提供及び活動の支援
- ・普及啓発活動を積極的に実施
- ・生態系ネットワークの形成

- ・関係省庁において民間主導の取組支援、普及啓発、生態系ネットワーク形成に関連する施策を実施。
- ・民間主導のものを含め近年新たな法定協議会が設立されていないことから、**民間主導の取組支援、普及啓発の取組を強化する必要がある。**
- ・生態系ネットワーク形成に取り組む協議会が限定的なため、**事例収集・提供等生態系ネットワーク形成に向けた取組を進める必要がある。**

2(1) 協議会の組織化(国・地公体)

- ・協議会の組織化に係る必要な協力
- ・協議会に参加し自然再生を推進するための措置

- ・関係省庁において協議会の組織化に関連する施策を実施。
- ・近年新たな法定協議会が設立されていないことから、**協議会の組織化に関する取組を強化する必要がある。**

5(2) 調査研究の推進(国・地公体)

- ・自然再生に関する技術の研究開発

- ・関係省庁において調査研究の推進に関連する施策を実施。

5(3) 情報の収集と提供(国・地公体)

- ・自然再生に関する情報を収集・提供

- ・関係省庁において情報の収集と提供に関連する施策を実施。

5(4) 普及啓発(国・地公体)

- ・地域住民、NPO等のほか一般国民への普及啓発活動

- ・関係省庁において普及啓発に関連する施策を実施。
- ・近年新たな法定協議会が設立されていないことから、**普及啓発に関する取組を強化する必要がある。**

【自然再生基本方針の項目】

5(5) 協議会の支援(国)

- ・協議会の設立や協議会間の情報交換、自然再生活動等への支援
- ・地公体と協力して自然再生の推進
- ・資金確保等の各種手法についての情報を提供

5(6) 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進(国)

- ・自然的社会的状況に応じた自然再生の取組
- ・生態系ネットワーク構想の進展等も踏まえた、全国的、広域的な視点に立った取組
- ・地図化や地図化マニュアルの作成
- ・生物多様性地域戦略の策定

5(7) 小さな自然再生の推進

- ・取組の参考となる事例の整理・情報発信(国・地公体)
- ・必要に応じて国や地方公共団体、自然系博物館などに相談
- ・広範囲かつ多様な主体で連携するのが効果的な取組は協議会を設立するなどにより発展的に取り組むことが重要

【関係省庁・法定協議会の取組状況】

- ・関係省庁において普及啓発に関連する施策を実施。
- ・「資金確保手法等の情報提供」については、法定協議会の活動の継続性に関わることもあり、事例収集・提供等を行っていく必要がある。
- ・近年新たな法定協議会が設立されていないことから、協議会の支援に関する取組を強化する必要がある。

- ・関係省庁において全国的、広域的な視点に基づく取組に関連する各種施策を実施。
- ・生態系ネットワークの形成に取り組む協議会が限定的であることから、事例収集・提供など、生態系ネットワーク形成に向けた具体的な取組を進める必要がある。

- ・関係省庁において小さな自然再生の推進に関連する各種施策を実施。
- ・自然再生の活動の裾野を広げるとともに、新たな法定協議会の設立につながり得ることから、小さな自然再生の推進に関する取組を強化することが重要である。

- ・ レビュー③は、自然再生基本方針の「自然再生の方向性」等の記載に沿って、法定協議会と関係省庁の取組状況を整理・分析したものの。
- ・ 法定協議会においては、ほとんどの項目において多くの協議会により自然再生基本方針の記載を踏まえた取組が積極的に取り組まれていることを確認した。
- ・ 関係省庁においても、ほとんどの項目において関連する施策が実施されており、自然再生基本方針の記載内容と同じ方向を向いている施策が確実に実施されていることを確認した。
- ・ 自然再生基本方針における「自然再生の方向性」等の記載項目については、法定協議会の取組を通じてのみならず、関係省庁の関連する施策の実施により法定協議会以外の団体等の取組も通じて、自然再生の推進が図られているものと考えられる。

- ・以下の記載項目については、法定協議会の取組事例が少なかったり、そもそも法定協議会設立の低迷など課題があり、対応する必要があることから、基本方針の見直しの検討作業に引き継ぐ。
 - (1) 民間主導の取組支援、協議会の組織化支援、協議会の支援…法定協議会の設立の低迷に対応する必要がある。
 - (2) 小さな自然再生の推進…法定協議会の設立低迷への対応だけでなく、自然再生全体の推進に必要な取組である。
 - (3) 生態系ネットワーク…協議会の取組が少なく、事例等の情報の収集・提供等による支援が必要である。
 - (4) 生態系の防災・減災機能の発揮…協議会の取組が少なく、事例等の情報の収集・提供等による支援が必要である。
 - (5) 普及啓発の推進…法定協議会の設立低迷への対応だけでなく、自然再生全体の推進に必要な取組である。インターネット等の活用も促進していく必要がある。
- ・なお、自然再生全体の推進に必要な取組や、法定協議会の設立低迷に対応する取組は複数の項目にまたがっており、対応する際は各項目の課題に複合的に対応することが重要である。

2. 自然再生基本方針の見直しについて (自然再生基本方針見直しの論点案 の説明)

主務省庁の作業

H30.5～8月

- 自然再生事業のレビュー結果の整理
- 自然再生基本方針の変更に向けた論点案の検討

H30.8月～12月

- 自然再生基本方針の変更に向けた論点の整理
- 自然再生基本方針変更案の検討

H30.12月～H31.1月

- ヒアリング意見を踏まえた論点の修正
- 自然再生基本方針変更案の作成

H31.2月～7月

- 専門家会議意見を踏まえた変更案の修正

パブリックコメント（H31.第2四半期）

H31.第2四半期

- パブリックコメントを踏まえた変更案修正

自然再生専門家会議等

- ← ○ 自然再生専門家会議（H30.8）
 - ・レビュー結果に関する議論
 - ・見直しに関する論点の整理

- ← ○ 法定外協議会ヒアリング（H30.10頃）
- ← ○ 法定協議会ヒアリング（H30.11）
- ← ○ 日本学術会議ヒアリング（H30.11）
- ← ○ 環境団体等ヒアリング（H30.11頃）

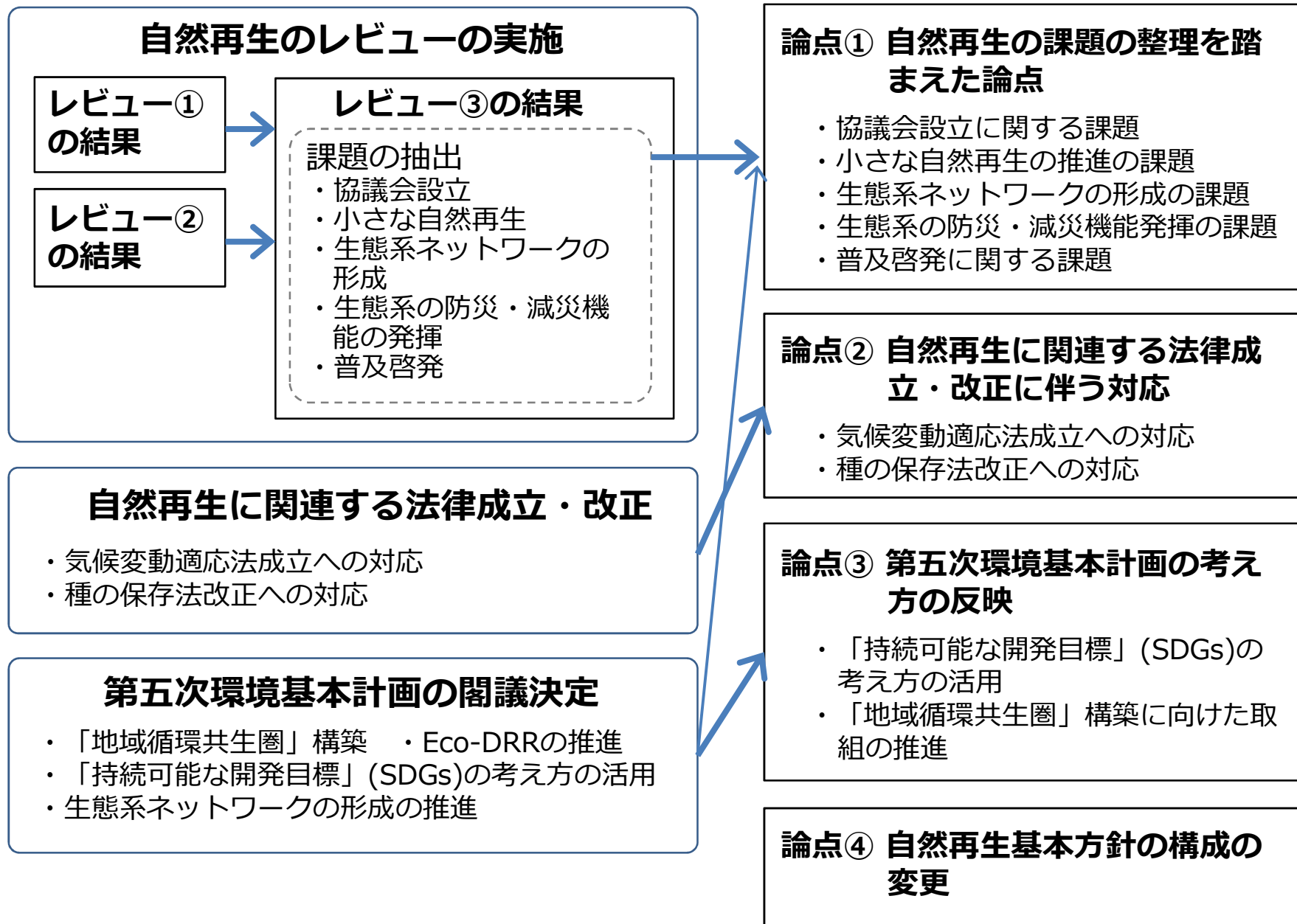
- ← ○ 自然再生専門家会議（H31.1～2）
 - ・基本方針変更案に関する議論

- ← ○ 自然再生専門家会議（H31.第2四半期）

- ← ○ 自然再生専門家会議（H31.第3四半期）
- ← ○ 自然再生推進会議（H31.第3四半期）



自然再生基本方針変更の閣議決定（H31.第3四半期目標）



自然再生のレビューの結果等を踏まえて、自然再生基本方針の見直しに向けた課題を以下の通り整理した。

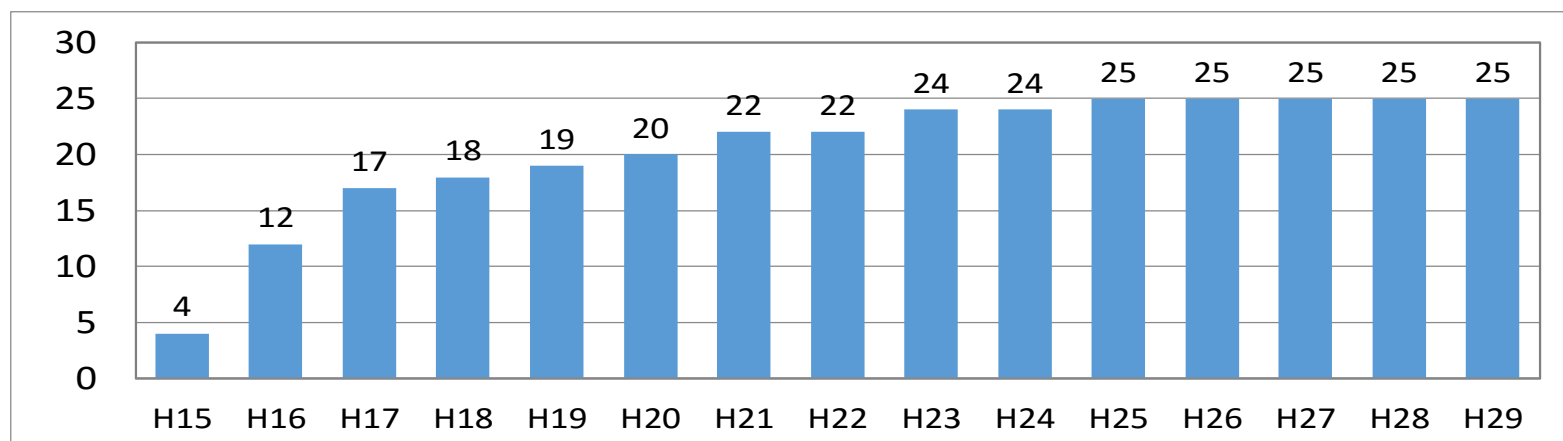
(1) 民間主導の取組支援、協議会の組織化支援等法定協議会設立に関する課題

近年、民間団体も含めた新たな法定協議会が設立されていないことから、協議会の組織化への支援に加えて、民間主導の自然再生の取組への支援を強化することが必要である。

なお、協議会の組織化支援にあたっては、継続的取組に資する資金確保などの各種手法については十分な情報の提供ができていない状況である。

【参考】自然再生推進法に基づく協議会設立の低迷

自然再生推進法に基づく協議会（法定協議会）の設立は25協議会に留まっており、前回の基本方針見直しの平成26年度から新たな協議会が設立されていない。



【参考】基本方針における法定協議会の基本的事項について

アンケート等では、自然再生の活動団体が法定協議会に移行しない理由の一つに「事務が煩雑になること」が挙げられる。この理由と基本方針の「法定協議会の基本的事項」が関連しているという議論もある。

基本方針の法定協議会の基本的事項における議論のポイント

- ・～組織する旨を広く公表し～参加しようとする者に対し、幅広く公平な参加の機会を確保すること。（「参加者を公募し全員参加させる」と解されることが多い。）
- ・～協議会における総意の下～（「意思決定は満場一致」と解されることが多い。）
- ・～原則公開とし～（「協議会議事や計画策定経緯等は原則公開」と解されることが多い。）

(2) 小さな自然再生の推進に関する課題

小さな自然再生は、新たな法定協議会の設立につながる取組であるだけでなく、法定協議会外の団体の活動により自然再生全体の取組の裾野を広げる役割を持っていることから、小さな自然再生の推進に関する取組をさらに強化することが重要である。

(3) 生態系ネットワーク形成の推進

生態系ネットワークの形成については、法定協議会の取組が少なく、事例等の情報の収集・提供等による協議会等への支援が重要である。

(4) 生態系の防災・減災機能の発揮の推進

生態系の防災・減災機能の発揮については、法定協議会の取組が少なく、事例等の情報の収集・提供等による協議会等への支援が重要である。

(5) 普及啓発に関する課題

地域への普及啓発については、国・協議会等のホームページの更新が長期間停止するなど、インターネット等のツールの活用が不十分な状況がみられる。

また、普及啓発は、新たな法定協議会の設立につながる取組であるだけでなく、法定協議会外の団体の活動により自然再生全体の取組の裾野を広げる役割を持っていることから、普及啓発に関する取組をさらに強化することが重要である。

基本方針見直しに向けた論点

論点① 自然再生の課題の整理を踏まえた論点

自然再生の課題として整理した「民間主導の取組支援、協議会の組織化支援等法定協議会設立に関する課題」「小さな自然再生の推進に関する課題」「生態系ネットワーク形成の推進」「生態系の防災・減災機能の発揮の推進」「普及啓発に関する課題」に対する論点。

論点② 自然再生に関連する法律成立・改正に伴う対応

平成30年6月の「気候変動適応法」の成立及び、平成30年6月の「種の保存法」改正案の施行に伴う対応。

論点③ 第五次環境基本計画の考え方の反映

- ・ 第五次環境基本計画に位置付けた「地域循環共生圏」構築の考え方の自然再生への適用
- ・ 平成27年9月の国連総会で採択された持続的な開発目標（SDGs）への対応

論点④ 自然再生基本方針の構成の変更

現行の自然再生基本方針は第一項の「自然再生の推進に関する基本的方向」が大部分を占めるなど、各項の分量のバランスが悪く、似た項目を分けて記載している項目があることから、見直しを機会に構成を組み換える。

論点① 自然再生の課題の整理を踏まえた論点

①-1 民間主導の取組支援、協議会の組織化支援等法定協議会設立に関する課題に係る対応

- ・ 本省・地方支分部局の相談受付体制を強化するとともに、民間団体が協議会立ち上げ時に活用可能な「全体構想作成の手引き」の作成を検討中。
- ・ 「生物多様性推進支援事業」の活用を推進する。活動団体が全体構想・実施計画作成に活用するとともに、法定協議会となった後の活動する際の費用の一部を予算の範囲で交付できる。
- ・ 資金確保等経済的仕組みづくりとしては、後述する「地域循環共生圏構築事業」にて作成中の「地域循環共生圏構築の手引き(仮称)」の活用を図るとともに、自然再生に活用できる事業制度についても情報をリバイスして提供を行う。
- ・ 関係省庁の本省、地方支分部局の担当者の相談受付を積極的に行う。（環境省本省においても相談用メールアドレス shizen-saisei@env.go.jp を開設済）

①-2 小さな自然再生の推進に関する課題

- ・ 地方公共団体等の協力を得て、小さな自然再生を行う団体に対して、パンフレット・手引き等による情報提供を図る。
- ・ 広範囲かつ多様な主体で連携して行うことが効果的で、組織化が適する団体に対しては、法定協議会の設立も視野に入れて、相談対応等を丁寧に行う。

①-3 生態系ネットワーク形成の推進に関する課題

- ・生態系ネットワークの構築は河川と農業用排水路による水系ネットワークの形成など関係省庁の複数事業が協力・連携して取り組む必要があることから、関係省庁が協力して、生態系ネットワークの形成に向けた事例を収集するとともに、協議会等に対して情報提供等を行っていく。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- 1(2)シ 「その他自然再生の実施に必要な事項」のうち、「生態系ネットワーク」に関する記載部分
 - ・複数の事業の連携による広域的な自然の保全・再生を進める。
 - ・国は、生態系ネットワーク形成の実例などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要。

①-4 生態系の防災・減災機能の発揮の推進

- ・生態系の防災・減災機能の発揮については、関係省庁が連携して取り組む必要があることから、防災・減災機能の発揮に関する事例を収集するとともに、協議会等に対して情報提供等を行っていく。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- 1(2)コの「東日本大震災の経験を踏まえた自然再生」の記載部分
 - ・生態系の防災・減災機能を評価し、積極的に保全・再生することで、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進する。
 - ・国は生態系を活用した防災・減災の発揮に向けた実例などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要。

①-5 普及啓発に関する課題に係る対応

- ・ 自然再生の取組の理解促進に向けた地域への普及啓発をさらに実施する。
- ・ 特にインターネット・SNSの効果的な活用事例については、情報収集を行うとともに、情報提供を行うことを検討していくとともに、国もホームページの更新による最新の情報の提供に努めていく。

2-05 論点② 自然再生に関連する法律成立・改正に伴う対応²¹

②-1 気候変動適応法成立への対応

平成30年6月に「気候変動適応法」が成立し、我が国における適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備された。

現行の基本方針においても、自然再生事業の実施にあたっては地球温暖化対策への配慮が必要としており、同法の成立についても基本方針に記載する。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- 1(2)シ 「その他自然再生の実施に必要な事項」のうち、「気候変動適応」に関する記載を追加
- ・平成30年6月に成立した気候変動適応法に基づき、気候変動適応計画の策定等により気候変動適応を推進することとなった。

②-2 種の保存法改正への対応

平成30年6月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（種の保存法）」改正案が施行された。

現行の基本方針においても、絶滅危惧種の保全の一層の促進が必要としており、同改正法の施行についても基本方針に記載する。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- 1(2)ケの「自然再生における希少種の保全及び外来種対策」の記載部分
- ・平成30年6月に種の保存法改正案が施行され、二次的自然に生息する種を対象とした特定第二種国内希少野生動植物種制度が新設された。
 - ・平成30年4月に希少野生動植物種保存基本方針の変更について閣議決定された。

第五次環境基本計画（2018年4月閣議決定）の考え方の反映

わが国は本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、人口の地域的な偏在も加速しており、地域コミュニティの弱体化を招いたり、地方公共団体の行政機能の発揮の支障となることが懸念される。

環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連しているため、環境施策の展開にあたっては「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化させることとしている。

平成27年9月に採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)は、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動により複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っている。このため、具体化にあたってはSDGsの考え方を取り入れていくことが重要である。

また、具体化の鍵となるのが、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地区等と地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏」である。



反映

自然再生は地方公共団体、企業、地域住民等により地域の自主的な取組として取り組まれてきたところであるが、多くの協議会において経済面（活動資金等）や人材面（担い手等）で、活動の継続性に問題を抱えている。

今後の自然再生の推進にあたっては、「地域循環共生圏」の考え方を取り入れながら、経済的インセンティブの付与を介して各主体が経済合理性に沿って自然再生を推進していく経済的手法を活用することも検討していく必要がある。



基本方針での対応

「SDGsの考え方の活用」「地域循環共生圏の構築」のテーマを基本方針の見直しに反映させる。

(1) 「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方の活用

平成27年9月ニューヨーク国連本部において、193 の加盟国の全会一致で採択された国際目標であり、世界全体で2030 年を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットで構成されている。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- 1(2) 「自然再生の方向性」の項目に「SDGsの考え方の活用」の記載を追加
- ・「持続可能な開発目標」(SDGs)は平成27年9月に国連総会で採択された国際目標であり、SDGsの実現は地域の課題解決にも直結するものであると考えられる。
 - ・目指すべき社会の姿から振り返って現在すべきことを考えるという「バックキャストリング」の考え方が重要とされている。

(2) 「地域循環共生圏」構築に向けた取組の推進

自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地区等と地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏」構築に向けて、環境省では10の実証地域において主に自然共生分野に係る地域循環共生圏構築に向けた検討業務を実施中であり、成果として「地域循環共生圏構築の手引き(仮称)」を作成予定である。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- 1(2)カ「地域の産業と連携した取組」の項目
- ・自然再生の取組を継続的に行うため、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう「地域循環共生圏」の考え方を取り入れて、経済活動を伴う持続的な取組を目指すことが重要である。

現行の自然再生基本方針は第一項の「自然再生の推進に関する基本的方向」が大部分を占めるなど、各項の分量のバランスが悪く、似た項目を分けて記載している項目があることから、見直しを機会に構成を組み換える。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- ・「1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2)自然再生の方向性」に記載のいくつかの項目を「4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項」「5 その他自然再生の推進に関する重要事項」に移行する。
- ・「5 その他自然再生の推進に関する重要事項」の記載項目を「(1)国・地方公共団体等の役割」「(2)自然再生の推進に関する重要事項」に分ける。

現行	構成見直し案
1 自然再生の推進に関する基本的方向 (1) わが国の自然環境を取り巻く状況 (2) 自然再生の方向性 【うち自然環境学習】 【うち地域の産業との連携、希少種保全・外来種対策、東日本大震災の経験等】	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (1) わが国の自然環境を取り巻く状況 (2) 自然再生の方向性
2 自然再生協議会に関する基本的事項	2 自然再生協議会に関する基本的事項
3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項	3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項	4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
5 その他自然再生の推進に関する重要事項	5 その他自然再生の推進に関する重要事項 (1) 国・地方公共団体等の役割 (2) 自然再生の推進に関する重要事項